

(II) 婦人と教育・保育

学校教育における婦人の問題

—婦人教師の現状と女子教育の問題を中心にして—

藤井真由美

婦人教師の現状

表1のように北海道の婦人教師の数は、一九

七五年以降も飛躍的な増加はない。しかし幼稚

園や小学校での婦人教師の絶対数は増加してお

り、小学校における比率は微増傾向にある。十

しているのに對し、小学校では養護教諭五九三、
教壇教師七一、と後者の増加が多い。婦人教師
の増加傾向は一時期遅れて北海道にも及んで來
たと見るべきだらうか。

一方高校においては、この間養護教諭七一の
増加に対して教壇教師の増加はゼロである。養護

教諭の大半は（六八人）公立に配置され、それ
を含めて公立は微増、私立で漸減しているのが
にも共通する。婦人教師増加の重要な要因が養

護教諭の定数配置にあることは、表2によつて
も明らかであるが、七五七八一年に中学では養

護教諭二四一、教壇教師二三四とはほぼ同数増加

の婦人教師の問題についても、追求分析の必要
は大きい。

このような状況の上に、北海道の婦人教師の
闘いはいかに展開されているか、北教組約九千、
高教組約六百の婦人部を中心まとめてみよう。

まず養護教諭の熱気をおびた定数配置の斗争
はほぼ終息し、高教組養護教諭対策委員会はこ
の数年来大規模校への複数配置を要求してい

る。次に解雇に端を発した古川としこさんの斗争
は八一年七月に和解し、現在私立高校の解雇反
対斗争はない。古川さんの斗争を略述すれば、
一年契約で採用された古川さんが「結婚までの

約束だった」と虚偽の口実で（実は組合加入を忌避されて）旭川実業高校を解雇されたのが四年三月であった。翌年旭川地裁は地位保全の仮処分と給与支払を命じ、七七年三月十五日、本裁判においても解雇を不当労働行為とする判決を下した。この間理事者は一年契約制を廃止したが、札幌高裁に控訴し、新たに「自衛隊志望生徒の進路を妨害した（事実無根）、態度横柄など教師として不適格」との理由を加えたりした。私教組は七九年春斗に时限ストを行なったが、その要求項目に「原判決に従って古川さんを職場復帰させること」をもりこんだ。一七〇団体、七千人をこえる署名がよせられた高裁で七九年九月結審後も和解交渉がすすめられ、

表1 北海道における婦人教師の比率

年 次	幼 稚 園		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		
	教育総数	婦人教師	比率(%)	教育総数	婦人教師	比率(%)	教育総数	婦人教師	比率(%)
1972	2,182	1,975	9.05	2,2141	5,455	24.7	13,876	2,146	15.5
1975	2,615	2,365	9.04	22,690	5,801	25.6	10,903	2,324	21.3
1976	2,770	2,501	9.03	22,846	5,951	26.0	13,952	2,410	17.3
1977	2,963	2,654	8.96	23,139	6,128	26.5	14,077	2,541	18.1
1978	3,144	2,843	9.04	24,010	6,671	27.8	14,313	2,697	18.8
1979	3,307	2,984	9.02	24,501	6,884	28.1	14,035	2,671	19.0
1980	3,490	3,169	9.08	24,742	7,060	28.5	14,090	2,684	19.0
1981	3,567	3,218	9.02	24,814	7,105	28.6	14,134	2,739	19.4

(北海道教育厅「北海道学校一覧」による。以下同じ。)

古川さんは八年ぶりで教壇に戻った。闘争中に生まれた玲子ちゃんを育てながら、専門の理科を教え、専任教諭としての本採用に備えている。北教組婦人部は、一九八一年度運動方針に

ところでの間、国内的、また、国際的な情勢の変化で特に重要なことは、いわゆる「育児休業法」の成立（一九七五・七）、「労基法研究会報告書」の提出（一九七八・十一）「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」調印（一九七九・十一）である。

育児休業法は、日教組が運動方針にとりあげてからようやく十年目に制定されたが、その過程で経済情勢の変化による圧力が大きくかけられ、△先任、選択、有給△の三原則のうち有給規定は実現せず、適用職種も教員、看護婦、保育児休業によって第一子の保育所退所を強要され、職場復帰に困難を来たさないよう、また、教員も託児しやすいように保育所増設にとりくむことを要求している（なお公立学校共済組合北海道支部は、育児休業法制定前からの長い斗争の成果として、全国最高水準の保育費補助

母に限られた。そのため両教組とも強く改善を要求している。

北教組婦人部は、一九八一年度運動方針に

「適用職種の拡大」「代替者の身分確立」「本

格的有給化（当面期末、勤勉手当の支給）」の改正を国会に働きかけ、道にも条例改正を要

求めるとしている。札教組婦人部は対市要求書に保育所行政の改善をもりこんでいる。△おの

育児休業によつて第一子の保育所退所を強要され、職場復帰に困難を来たさないよう、また、教員も託児しやすいように保育所増設にとりくむことを要求している（なお公立学校共済組合北海道支部は、育児休業法制定前からの長い

（八万四千円）を支出しているが、来年度から半減される）。

表2 養護教諭の増加

年次	小学校		中学校		高等学校	
	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭
1972	5,455	638	2,146	278	1,431	200
1975	5,801	872	2,324	419	1,503	234
1976	5,951	995	2,410	491	1,505	248
1977	6,128	1,124	2,541	557	1,545	265
1978	6,671	1,328	2,697	631	1,544	275
1979	6,884	1,387	2,671	688	1,533	285
1980	7,060	1,447	2,684	661	1,551	295
1981	7,105	1,465	2,739	660	1,574	305

表3-1 公・私立高校における婦人教師の比率

年次	公立高校			私立高校		
	教員総数	婦人教師	比率 (%)	教員総数	婦人教師	比率 (%)
1972	9,229	864	9.3	2210	567	25.6
1975	9,832	957	9.7	2,137	546	25.5
1976	9,978	958	9.6	2,125	547	25.7
1977	10,156	989	9.7	2,143	556	25.9
1978	10,394	1,038	10.0	2,060	506	24.6
1979	10,535	1,033	9.8	2,052	500	24.4
1980	10,726	1,041	9.7	2,091	510	24.4
1981	10,864	1,053	9.7	2,126	521	24.5

また、八〇年度末の中学校婦人教師の退職者中、勧奨による者二五%という比率は、十年前に比べて倍増である。これは育児休業や保育所増設の結果、若年退職者が減少してきたと見るべきか検討したいことである。

育児休業の取得状況は表4のよう、この五

表3-2 特別市の市立高校における婦人教師
(1980年調べ)

	教員総数	婦人教師	比率
大阪	1,378	181	13.1
名古屋	849	99	11.7
神戸	742	103	13.9
京都	714	102	14.3
横浜	714	137	19.2
札幌	420	45	10.7
福岡	276	36	13.0
広島	234	27	11.5

（「市高教第11回大会経過報告書」より算出、校長・教頭を除く）

年間に約三倍に増加し、産休の増加を圧倒している。この法は保育所に乏しい郡部教員の強い要求に端を発したものであったとされるが、はたしてよくこれに応えているであろうか。次に育児休業の前提としての母性保護等についてみよう。一九五七年、総評婦人協議会のよびかけ以後、母体保護、のち母性保護、さらに七八年から「婦人の働く権利確立運動強化月間」として十一、十二月に学習・点検のとりくみがある。北教組の近年の状況をそれら調査から少し紹介すると表5のよう、生休や、夫の出産休暇行使率の低さが目立ち若干問題視されている。

表4 産休・育休の取得状況（高校では実習職員も含む）

年次	小学校		中学校		高等学校	
	産休	育休	産休	育休	産休	育休
1976	84(34)	20(5)	24(11)	13(3)	10	3
1977	86(28)	37(12)	32(14)	20(11)	12	5
1978	92(31)	36(13)	40(22)	28(11)	12	6
	<22>	<139>	<74>	<46>	<29>	<19>
1979	76(25)	44(14)	22(12)	29(8)	12	3
	<244>	<163>	<83>	<55>	<44>	<14>
1980	87(31)	65(23)	42(15)	29(12)	8	8
	<248>	<161>	<111>	<82>	<31>	<11>
1981	102(44)	72(24)	47(24)	32(10)	12	10

()内の数字は郡部を示す。

「<>」内の数字は年度内の取得者総数を示す。道教委札幌市教委職員課集計による。
「北海道学校一覧」の数字は当該年度 5 月 1 日現在のものである。

註)遺忘 231-4111
-35419

表5 母性保護の権利行使状況（「北教組婦人部権利点検集計」による。数字は%）

年次	産前休暇 完全行使	産後休暇 完全行使	通院 休暇 (産前・併用) (行使も含む)	通勤緩和 措置	生 休	夫の出産 休暇行使 (不完全も 含む)
1978	9.5.2	9.3.3	8.7.2	1.7.7	4.0.5	6.2.0
1980	9.8.8	9.8.0	8.8.1	2.3.0	3.5.7	4.4.7

教職員三三三七〇名対象。回収九二〇名。障害を行なったにも拘らず、道教委の対応は進んでいない。

労基法報告に対しても両教組とも直ちに批判・抗議とりこんだ。北教組は七九年五月七一〇〇枚余の抗議ハガキを集中し、高教組も労基法改悪反対、男女平等法制定要求署名とりこんだ。

差別撤廃条約については両教組とも道教委に対し、政府に早期批准を働きかけるよう要求すると共に批准実現の署名運動もとりこんでいる。北教組は八一年五月末現在六九五七名、高教組は八月末現在一六三六名に達した。ところでのこの条約批准のためには、国内法

等、典型的には家庭科の男女共修はさけられぬ課題である。高教組は八一年初めに「家庭科の女子のみ必修を改め男女共学をすすめるための検討・実態調査をおこなうこと」を道教委に要求したが、婦人教師は婦人労働者として、教育労働者として、日常教育や教研集会（不幸にも主任制反対闘争の最中、七六年から両教組別個の全道集会を開催）においてこの分野での特殊な闘争を課せられているといえよう。

参考文献及び資料

- (1) 「日教組婦人部三十年史」 日教組婦人部編
(2) 「北海道の婦人」 札幌婦人問題研究会編
(3) 「前進する婦人」
「古川先生と民主教育を守る会ニュース」
「四二号 一九八一」
一九七五
一九七七

(4) 「北教組婦人部総会議案」 一九八一
「高教組情報婦人部討議資料」
一九八一

(5) 「高教組婦人部三十一年史」 日教組婦人部編
(6) 「高教組情報婦人部討議資料」
一九八一

じのりっこ

相隔婦人問題研究會

また、両教組とも更年期障害休暇の新設（北教組は月三日でいどと明記）を要求しているが、一九七五年他府県に先がけて「更年期障害調査（小・中・高・養護学校の三五・五五才の婦人

二、女子教育

1. 女子教育問題とり組みまでの経過

一九七五年以降の北教組婦人部活動の重要な柱の一つである女子教育問題はどのように経過から提起されたのかまで追ってみよう。

「日本の教育改革を求める」が現在の女子教育の中で、憲法や教育基本法が示した理念が完全に spoil されると分析したことを契機に同年の日教組婦人部定期総会で「婦人解放をめざすための女子教育のとり組み」を決定し、中央・都道府県段階に女子教育問題研究会を発足させている。

「戦後三十数年日本の教育は、戦前・戦中の国家主義を除去し、憲法・教育基本法をもとに民主主義を原理として展開されてきた。(中略)この中で人間形成のうえに最も基本となるべき男女平等の教育は完全であったとはいがたい。むしろある面では完全に欠落していたのではないか。憲法をはじめとする諸法規に男女平等が明記されてはいても、家庭・学校・社会のいたるところで不平等は今日まかり通っている。私達が未来に本当に民主的で平等な社会を構想するならば、そのための思想形成は、現在の教育の

中で積極的に行わなければならない」(1)また「これまで取り組んできた男女共修の家庭科問題だけでは充分ではない」(2)。このように、これまでの民主教育から欠落していたものへの見直しという意味をも持つていてから、男性教師を含めてとり組まれる必要がある。従って二年間の婦人部段階でのとり組みの後、一九七六年度より全国教研「人権と民族」分科会の小分科会、七六年度より特別分科会、八〇年度より独立分科会となり、道段階でも同じような経過をたどって八一年第三一次全教研に一七分科会として独立した。

2. 女子教育とり組みの意義

女子教育の必要性が強調されるのはなぜであろうか。第一に女子特性論、役割分業論の一層の浸透がある。一九七六年全国教研に「二三才どまりの人生設計」と題した女子高校生の人生観が談議をよんだ。

「高卒後二、三年長くて四、五年勤めて結婚してやめる。四年制大学は一年位の勤めしか出来ないから、短大がちょうどいい。共働きは育児と両立しないからやらない」大分からのレポートだが、七六年北海道高教組が行ったアンケートでも七四%の女子高生が「結婚したら仕事をやめ育児に専念、その後余裕があれば仕事を持つ」と答えているし、日本の雇傭形態がM字

型を描くという事実からも「二三才どまりの人生設計」は一般化している。

現実に働く婦人の六五・七%は既婚者だから、自分の母親をはじめとして家庭と仕事に懸命にとり組んでいる同性を見ているはずなのに、そこから自分の人生設計を描くことが出来ない、現実を見ていないといえる。自ら人生を切り開いてゆくという考え方や戦後の民主主義の発展の中で獲得してきた婦人の権利を継承していくという観点を見い出すことは出来ない。國の命ずるまま、夫の望むままに生きた戦前の婦人が負わされた苦しみを再び招来しないために、自らの考えで行動出来る人間形成が必要だといえる。

第二の意義として、現在進行中の政府の政策との関連である。自民党政は自らの独占資本優位の政策が招いた財政上の行きづまりを福祉切り捨て、自助という方向で国民に転嫁する態度を一九八二年予算案で明確に示した。すでに七八年に、生理休暇の廃止、深夜業禁止の条項削除の方針(3)による母性保護の切り捨てを、七年には育児・老親の世話、身障者病人は家庭で(4)と徹底的に家庭に依存する日本型福祉社会の推進を明らかにしている。核家族の増加、予測される高齢化社会の中での福祉切り捨ては女性の忍耐を重要な柱としていることは否めない。政府の理想とする女性とは、高・短大卒後の質

金の安い時期二、三年働き、結婚・出産を機に家庭に入つて夫が働きやすい環境を作り、育児と老親の世話を専念し、その後あるいは余暇にパート・臨時の安上りの労働力として働くという労働政策にも合致する人間か、ボランティアなどの活動に参加させて国家責任の肩代りをさせるというもので、女子高校生の描く人生設計と酷似している。

これまでの歴史の中で政策的に切り捨てられてきた女性が独占資本の格好の餌食にならないよう、労働に参加することで自立を目指す人間形成が重要な意味を持つてくるわけである。

第三に一九七九年の「婦人にに対するあらゆる形態の差別撤廃条約」との関連での女子教育の重要性がある。前文「婦人にに対する差別は、権利、平等および人間の尊厳尊重の原則を侵害し、婦人が男性と平等の条件で、国・政治的、社会的、経済的、および文化的な生活に参加するうえでの障害であり」第五条において男女の固定的役割にもとづいた偏見・習慣の撤廃、第十条では男女平等の基礎として、教育のあらゆるレベルとあらゆる形態での男女の役割の固定概念の除去を課題として提起している。男女平等を真に内実あるものにする努力こそ、世界の進歩に貢献する道といえるであろう。

第四の意義は女子教育は家庭に対する男女両性の責任を強調しているが、これは今や国際的

な太い流れになつてゐるので、より太く大きくする役割を果たすことになる。

一九六五年から六七年までの国際文書、例えば六五年のILIOは「家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告」にみられるように「家庭責任は婦人に」というとらえ方が主流となつていて。⁽⁵⁾しかし一九七五年の国際婦人年世界会議メキシコ宣言以来「家庭責任は男女両性の責任」と変つてきている。(6)

3. 女子教育の現状と今後の課題

女子教育問題の中で定義づけられた自立とは、自らの労働によつて賃金を得る経済的自立、自らの人生・行動を決定出来る精神的自立、生命維持のため生活処理の出来る生活的自立の三つが固く結合されたものであるとしている。

一九七七年初めて全道教研「民族と人権」分科会の分散会の反省には、意識調査が多く実践報告が少ないと指摘されているが、八一年の全道教研の発表は、質量ともに充実しており、女子教育の実践の広がりを感じることが出来る。

特徴的なことを抜き出してみよう。

1、男女平等に対する意識・差別の実態調査のためのアンケートがいぜんとして多いが、問題の所在を明確にし、共通認識とするため、当然といえる。対象を生徒・婦人教師のみでなく男女同一給与当然」八五%としながら共働きにな

いる。学校教育の場での男性教師の参加、社会通念を構成する父母の協力あるいは意識変革等の必要上、今後もとり組みの発展段階ごとになされしていくだろうと思われる。

2、女子教育推進者としての婦人教師の意識はどうか。札教組レポートによると全体の中に占める婦人教師の比率三二・八%、担任中に占める比率三五・五%(男性教師が総務などを担当するため)ただし低学年に集中して高学年を希望しない理由に「時間数が多い。家事・育児との関連で」「生活指導に精神的・肉体的疲労」「修学旅行卒業式をひかえての精神的肉体的疲労」をあげている。

家事・育児を背負いこんで、全力投球できない溜息が伝わってこないでもないが、自ら女の中に逃げこんでいる要素はないか。

夕張の調査で、女子教育とり組みの中で「議長の輪番制など男子と同等にやりたい」が一九七八年四三%、八一年五四%と婦人教師としての目ざめが広がりつつあることを知ることが出来る。婦人労働の中で権利獲得のリーダーシップをとつてきた誇りを持って、労働権を確固たるものにして欲しいと願う。

ハ、男性教師の意識はどうか。夕張レポートによると「仕事の中で女だからダメだと感じたことがない」四八%「母性保護当然」八三%「男女同一給与当然」八五%としながら共働きにな

ると「できることならしない方がよい」三八%（函館四九%）となる例からみて、たてまえや理論として男女平等を理解出来ても本音の部分でついていっていない教師が多いというのが現状かもしだれない。

二、教科を通しての実践がふえていく。

前年のとり組みに続いて教科書の中の役割分業のチェックが進められている（北空知）。

小学校社会科（旭川・北見）や国語（留萌）の中で労働の意義を教える試み、中学校公民歴史の中に女性史を位置づけた例（北空知）がある。これらの実践がモデルとなって北海道のすみずみまでとり組まれること、全教科の実践モデルが作られることを期待している。

ホ、母と女教師の会がとり組んだ経験が上川支部比布支会から報告されている。

女子教育問題を主課題として二三支会のつどいを成功させ、上川大会には五〇〇名の参加を得ている。母親のレポートより、男性教師の参加（全体の四%）等、先進的な実践といえる。

大会で「せめて弁当は自分で」「女のくせに、男のくせにといわないと」を確認、実践をつみ重ねていこうという意欲を伺うことができる。上川支部の発展とのとり組みが普遍化されることを期待するところである。

へ、高校生対象の意識調査が釧路から報告されている。結果そのもの、高校についてのレポート

トが唯一つということに問題を感じている。高校の場合、婦人教師の占める率が低いのでやむを得ないという側面はあるが、社会の入口に立っている生徒故に対策が急がれるのではないかも。

か。

男女共学であり表面上平等に扱われてはいるが、女子生徒の三四%が結婚後家事専従・結婚と仕事の両立を考えるもの一九%と「二三才どまりの人生設計」が主流となる。男子生徒は「将来自分の妻が働くこと」に賛成・しかたがない三一%，出産まで三一%，一生一九%である。

母親の六〇%が仕事を持つていて大半は「家計のため」と推察出来ているが、「母親が何のために働いているのかわからない」一九%、「自分にプラスになっているかわからない」五〇%という結果を示している。

働く母親を目前にしながら、現実を見きれていないというのは単に受験体制のゆがみとどちらえていいだろうか。

課題

イ、高校教育の中にもっと広げる必要があるのではないか。高教組、私教組（私立女子高が果たしている役割の検討が必要）との連携が必要であろう。一九七五年より全国高校女子教育研究会が開かれ、昨年で六回を迎えた系的とり組みが蓄積されている。学びとていく必要があるだろう。

ロ、教科活動の中に民間教育団体の経験や実践を生かしていくべきだろか。特に家庭科は直接、生命維持、家庭の理念等人間の基本に觸れる教科であり、役割分業意識克服の格好の教科である。家教連の経験、実践に学ぶことは多々あると思う。

ハ、家庭科共修問題が男女相互のり入れで前進したとはいえ、高校女子のみ必修は変ってない。高教組がとり組んでいる男女共修の闘争との連携は必要であろう。

ト、中学校で教科、特別活動を通じて男女平等の意識を培い、高校で科学的、体系的知識をもつて総仕上げが行なわれ、社会通念に打ち負かされることのないエネルギーを蓄積させて飛び立っていく姿を望んでいる。

ニ、男性教師が役割分業論を克服し、共同の実践者となるには道はあるかの観はあるが、共に民主教育をすすめてきた仲間である。実践を通じて働きかけていくことが必要であろう。

注

一、女子教育問題研究の手引きーその推進のために
一九七七年五月一日教組女子教育問題研究会

二、女子教育もんだい研究ー一九八〇年一二月
日教組女子教育もんだい研究会

三、一九七八年労働基準法研究会報告より
四、一九七九年家庭基盤の充実に関する対策要綱より

五一九六六年ニースコ『婦人の地位に関する勧告』

で「家庭責任を持つ婦人教師」一九六七年『婦

人に対する差別撤廃宣言』で「家庭とくに子の

養育における婦人の役割に留意し」という言い

方になっている。

六一九七九年『婦人に対するあらゆる形態の差別

撤廃に関する条約』前文「すべての分野で、婦人が男子と同等の条件で、最大限に参加すること」一九八一年ILO勧告も「家庭責任を有する労働」になつてゐる。(ふじいまゆみ)

札幌婦人問題研究会)

非行・暴力から子どもを 守る運動

はじめに

最近の非行の傾向は、戦後第三のピークと表現されていますが、北海道も同じ状態で、道警少年課の資料によると、八〇年中の補導人員は一万七三四九人と、前年にくらべ、一四・九%もふえています。昨年新聞やテレビなどにとりあげられた大きな事件をあげてみますと、二月上旬、札幌市西区手稻東中学校の校内暴力事件を皮切りに、六月上旬、中学一年の少年がおこした札幌市真駒内緑町団地のエレベーターの中での幼女傷害事件、更に六月末、釧路管内浜中

渡辺昌子

集つてはなしがはじまる、まず子どもたちの大変な状況がふき出すように出されてしまいます。新婦人道本部は二月上旬の手稻東中の問題をきっかけに、また同月中旬に開かれた第六十五回中央委員会の方針をうけて、二月二十八日、三月一日、第三回道本部委員会をひらき、アピール「子どもたちを非行から守り、心身ともにすこやかに育てましょう」を確認しました。新婦人の会員自身のとりくみの基本点四つをおさえながら

①会員同志困った時に本当にたよりになれる仲間になります。

②子育て小集会、教育懇談会、スライドを見る会など、集つて心を開いた話し合いをおこない、子育ての知恵を交流します。

③そして会員一人一人が子育てに見通しを持つた親になり、子どもを暖く見守り自立へのしつけをきちんととしていきます。

④一人では子どもは守れません。『新婦人にはいって見通しある子育てを』と仲間をふやしすべてのおとなが手をつないで子どもたちを守る運動がひろがっていくよう力をつくします。

一、アピール 申し入れ

八一年三月十日 道教委、北教組、高教組、

私教組、全道労協へ合意運動をひろげる立場で

申し入れをおこないました。

三月上旬には、非行問題学習懇談会をひらき

新婦人の班会、支部委員会、常任委員会など

四月から七月 新学期を迎えて P.T.A 問題の学習交流会、子どもまつりのとりくみ、平和はがき運動のなかでの学習活動、北海道母親大会へむけての学習、小集会活動などすすめられました。母親大会の「子どもの自殺・非行・暴力」の分科会は百名をこす参加者があり、道内各地の深刻な状況が浮きぼりにされました。

二、教育講演会『子育てを考えるつどい』のとりくみ

八一年六月二十五日、新婦人中央本部でも、アピール「非行・暴力から子どもを守り、身心ともにすこやかに育てるために」を出し、子どもたちの現状に心をいためているすべての善意の方々と手をつけないで全国的に運動を大きくひろげましょう、とよびかけました。その運動の一環として、映画「教育は死なず」の上映運動、教育講演会、『子育てを考えるつどい』がはじまりました。北海道でも、若林繁太、須長茂夫、秋葉英則の三先生をお迎えして、七月十三日～二二日道内十四ヶ所で、参加者総数、二千五百名にのぼる『子育てのつどい』が開かれました。道本部では、新聞・テレビ各社に報道依頼、各教職員組合には『つどい』への参加、非行をなくす運動参加など申し入れを行いました。北海道新聞には『つどい』のお知らせ、西区民センターでの若林講演の様子などが記事としてのり、N

H.K.でも屋のお知らせの時間に報道されたりしました。

各会場ごとに創意あふれる宣伝、おさそい活動がくりひろげられ、どの会場も予想を上回る参加者で、子育てになやみよいお話を聞いて参考にしたい、という婦人の要求の強さを如実にあらわしていました。札幌の西区民センターではトップの開催とあって、道新の報道でみたと

いう男性も含め、学年 P.T.A の委員が全員参加するなど、八十名の会場に二百人があふれ、区民センターの館長さんからも「よいお話ですね区民センターでも呼びたい」と期待がよせられました。岩見沢では、六十才のおばあちゃんも参加され、孫の子育てに悩んでいる話が出されました。夕張では、半分が父子、母子、養父母家庭というようなきびしい生活実態の中から子どもたちをどう守っていったらよいか真剣な話し合いになりました。須長先生は、今の経済中心の情勢をしっかりととらえ、子どもたちには家庭内の仕事を責任をもつて分担させるなど労働することによって、身体的にも精神的にも自立できる子どもに育てることが必要と特にその中で父親の果す役割、家庭内の民主化の大切さを強調されました。

このとりくみのなかで、感動した参加者十八名が入会し、三十一名が新婦人しんぶんの読者になりました。この時すぐにははいられなかつ

たけれど、次の『教育は死なず』上映運動や、要求別小組の誕生のなかで入会されるなど、子育てのポイントはここだ、と一緒に考えあい、感動しあつたつながりは、子どもを守る力の発展へとひきつがれていきました。

三、映画『教育は死なず』のとりくみ

『子育てを考えるつどい』の成功を力にして八月から十二月、映画『教育は死なず』の上映運動とりくみました。この映画は若林先生が何回も話されているように、どんなに非行を重ねてきた子どもであっても、また何度裏切られても「だめな子はない」とひたすら教育の心を求めて体当たりでぶつかる教師集団を感動的にえがいています。その教師集団の中で子どもたちはお互に助け合う努力をはじめ、学ぶ喜びと生きる勇気、自立の心と社会を見る目の正しさを身につけていきます。そして子どもの変化を通して父母も変っていく姿は、子どもの成長にとって今何が求められているかを問いかけています。

子どもたちの現状に心を痛めているすべての善意の方と手をつなぐ、子育て合意運動の一環として、学校、教職員組合、労組、民主団体、P.T.A.、町内会、町内会婦人部、青少年育成委員など、幅広い団体、個人に六月二十五日アピールと一緒によびかけ、九月十四日『教育は死

なず"を成功させる会を結成し北星男子高校長、松田平太郎氏が会長をひきうけてくださいました。青少年育成委員北区新琴似地区会長、西区発寒地区会長さんの出席もあり「映画を成功させるだけでなく、子どもたちを非行から守るために、地域ぐるみのとりくみを発展させていきたい」などの積極的な意見が出されました。

九月二十七日、札幌市民会館で行った有料試写会には約七百名の方がみにこられ、その中には、小・中・高校の校長先生をはじめ学校の先生方、青少年育成委員関係の方などの姿も多くみられました。

教師をめざしている学生さんは「教師に一日も早くなりたくなった。生徒を信じきることが大切だとつくづく感じた」

現実と格闘し、苦悩している教師からは「いままでに、これほど教育のすばらしさを教えられ、教師としてやっていく勇気をふるいたせられたことはありません。」

母親からは「出来の悪い子どもを持つと、親のていいで『お前だけどうしてこんな人間に生れてきたの』とせめていましたが、この映画を見て教えられました。」など数多くの感想が寄せられました。

十月月中旬上映開始と予定されていましたが、不況と右傾化の世相の中で、民主的な映画の観客の入りが悪くなっているのを反映して、なか

なか上映館が決定せず、全道トップ上映の室蘭が十一月十七日と二十六日、札幌・小樽・苫小牧・函館・北見・三笠は、十一月末から十二月に上映と、観客の入りの一一番悪い時期になつてしましました。しかし各支部とも例年にならない厳しい寒さの中で、PTA、教員組合などに足を伸ばし、夏の若林、須長、秋葉、岸本講演会に参加して感動した方々が積極的にPTAでの知り合いなどに協力券を普及していきました。年内上映は上記の七市、総計一万二千名の観客がありました。

札幌東支部では、PTAでの知り合いの方におすすめしたところ「こんなすばらしい映画生れて初めてみた、その晩夢にまでみた」と感動、PTAの運営委員会の中でも話題になり、協力券普及への大きな力になりました。その後地下鉄の中でつっぱりスタイルの子どもたちをみても、あの子たちにも云い分があり、考へていることがあるのだなと思えるようになつた。人を信じる大きさをひしひしと感じたと話しています。

深谷先生は、同校の教育実践をふりかえりながら、高校の学校間格差のある現在、中学では全員が学力によって序列化され、無気力で何をやつても喜びのない子どもがつくられている。

私学に入る子どもたちは自分をあきらめているのが多く、体力も気力もなく人間性をとりもどさせている子どもたちにも、人間的なゆがみがでてきている。と今の子どもの現状を指摘されましたが。

さらに今のが非行問題の根源にある重要な点として、学校の中に暴力支配をはびこらせないと、暴力集団がひろがると生徒の中の民主主義

婦人にはいってご一緒に子育てを、と訴えたところ、十一月十五日の非行シンポジウムにも参加し、その場で入会されました。

四、非行・暴力から子どもを守るシンポジウム

春からとりくんできた運動の一定のまとめとして、十一月十五日、札幌市の自治労会館でひらき、父母、教師など百余名が参加しました。

北星余市高校の深谷哲也先生は「非行・暴力の追放と学校づくり」、全司法家庭裁判所の重藤一郎先生は「子どもの非行をどうみるか」

中学生を中心にして、とそれぞれの立場から問題点を提起されました。

深谷先生は、同校の教育実践をふりかえりながら、高校の学校間格差のある現在、中学では全員が学力によって序列化され、無気力で何をやつても喜びのない子どもがつくられている。

私学に入る子どもたちは自分をあきらめているのが多く、体力も気力もなく人間性をとりもどさせている子どもたちにも、人間的なゆがみがでてきている。と今の子どもの現状を指摘されました。

がこわされ、正義が通らなくなつていい、小さくなつてゐる。うちに暴力の芽をつみ、教師の信頼が回復しき生きと/orしてくる。そのためにはまず教師ががんばること、と教師団の大切さを話されました。そして親もひとまかせでなく、子どもに対してもう一つの親になることが重要と指摘されました。

重藤一郎氏は、非行少年のレッテルをはることは、新たな暴力をさうことになつても解決にはならないこと、教師や父母がみずから教育権を国家権力にゆだねることなく、おとなの一責任のとりかたを子どもに示すこと、生活レベルでの基本的なしつけをしっかりとつけることの大切さを話されました。

次に母親の立場から、中学三年の我が子を立ち直らせた経験も話され、深い感動をよびおこしました。

「家出やシンナーをくりかえす、自分の子ども一人だけを立ち直らせることはできない。息子の仲間の親を一人ずつ訪ね、親がかわらないと子どももかわらぬ、とそれぞれの家庭の問題をじっくり話し合い、新婦人の会にはいつもの五人で班をつくりました」

「能重先生の“非行を防ぐ”のスライドをみたり、同じなやみをもつている同志ということで、だんだん本音で話せるようにしていった。

そして気がねなくよその子どもも叱れるようになつた

「自分の子どもも含めて、つっぱっている子どもたちはみんな感性にかけたよい子ということがわかつてきた。それだけに仲間を見捨てられないで、今の体制に反抗しているのだと思う。子どもたちの心を本当に理解していくたら、目つきもやわらかくなり、ひたいのそりもなくなり、ズボンもストレートになつていった」

「能重先生の講演会をひらく責任者になり新婦人の班に、また会場の周辺の中学校にナラシとアピールをもつて訴えて歩いた。夫も聞きにきて、講演会は大成功した。おとなが輪になつて子どもの心をとりもどすことで生きる力を与えることができると信じます。」

親と子どもの一対一のぶつかり合いでは子どもはよりもどせない。同じなやみをもつた親を説得して新婦人の会に入会してもらい、親も集団になつてとりくんでいった道筋は、本当に教育的でした。

このあと母親、教師の発言が続き、市長が先頭にたつた運動にまで発展した稚内の教育運動の経験が語られ、非行をおかした子どもを汚いものをみるような目のない街づくりをめざしている報告は地域ぐるみの運動への展望を示しました。

シンポジウムの中身はどれもすばらし

く、南区の方、東区の方と感動したお母さんはその場で新婦人の会に入会されました。また集会には参加できなかつたけれども、同じようにつっぱった子どもをもつて悩んでいる母親が、テープを聞いて父親と話し合つたり「教育は死なず」の協力券を、子どもの行つている中学校の先生方に贈つて、先生方との話し合いを深めたり、など波紋は次々にひろがっています。

五、子育て小組みの誕生と発展

夏から秋にかけて次々にとりくまれた、教育講演会、映画、シンポジウムは、まず会員一人一人の子育てのなやみにこたえた質の高い中身であつただけに、参加した会員は、新婦人にはいつてよかつたという自信とよろこびを大きくもつことができました。そしておさそいした方からは、PTAや町内会などの催しでは得られないすばらしい内容で新婦人の会ってよいことをする会ですね、と賞讃の声がよせられ、新婦人にはいつてご一緒に子育てをよびかけたなかで、入会される方もふえ、子育て小組があちこちに誕生していきました。

算数教室小組、国語教室小組、PTA小組、幼稚小組、小学生小組、中学生小組、など八一年秋の行動月間に誕生した子育て小組は集約分だけで八三組、一九四名の会員さんがふえています。

つっぱり気味の子どもをもち、何とかしたいという願いで非行シンポジウムに参加し新婦入に入会した方たちによって誕生した札幌東支部の中学生子育て小組では、非行を防ぐのスライドをみて話し合う、我が子は中学生をよみ話しあう。高校の先生をかこんでの懇談会など、月二回の集りをとても大事にして、生き生きした活動をひろげています。

十一月に板谷監督を迎えて子育て集会をひらいた札幌中央支部の班では、新しい会員さんが本当によかったですと感激し、仲間をふやして子育て小組（幼児組、小学生組）をつくりスライドを見る会、先生をかこんでの懇談会、平和の学習会など、活発な活動が進み、その中でまた仲間がふえています。

我が子が元気でのびのびとかしこく育つてほしい、これはすべての母親の願いです。この願いを実現するためには、身近なところで、学び合い行動していく母親の小さな輪を次々にふやしていきましょう。新婦人にはいって見通しある子育てを！そして子どもたちを最大の非行、暴力である戦争から守りましょうと、ねばり強く活動を進めています。

（わたなべ まさこ

新日本婦人の会道本部

北海道の保育の実態とこれから

土岐由紀子

一、はじめに

昨年末、保育関係者の主催で二つの集会が札幌で開かれました。一つは、十月二三日、「トップ・ザ・福祉政策の後退」をスローガンにした全道緊急集会（主催・道社協保育協議会、北海道保母会、札幌私立保育所連合会）で、全道から四〇〇人が参加。もう一つは、一二月四日、「保育の危機から子どもを守る一二・四札幌保育決起集会」（主催・札幌保育労組など九団体の実行委員会と二七賛同団体）で、三〇〇人が参加しています。

これは、昨年七月十日にだされた第二次臨時行政調査会（第二臨調）の第一次答申で、保育所が名ざで攻撃され、これをうけた厚生省の八二年度予算要求が前年より大幅減額という異常事態に、経営者、保育労働者、父母などが立ち上がった集会でした。

二、依然として遅れが目立つ

「七六年北海道の保育白書」では、北海道の

北海道においては、一九七六年、立ち遅れた北海道の保育実態を明らかにし、保育運動の前進を！をスローガンに全道保育団体合同研究集会実行委員会が結成され、全道集会と「北海道の保育白書」が発行されて今年で七年目を迎えます。この集会を契機に、遅れていた保育運動も活発になり無認可保育所、保育労働者、学童保育の全道組織が作られ、北海道の保育行政の充実のため奮斗してきました。しかし「日本型福祉社会」（注一）、「都市経営論」構想の出現で七〇年代の保育運動は新しい局面を迎え、八〇年代の保育のあり方が問われています。ここで北海道の保育実態と運動を振り返り、今後の保育運動を展望してみたいと思います。

保育が全国最下位とその劣悪な実態を告発していませんが、この間の幼稚園・保育所の整備状況を点検してみたい。

(1) 保育所・幼稚園の整備のおくれ

表1を見ると、保育所と幼稚園の両方の整備状況は、依然として最下位です。しかも月形町など二八町村（五六四年四月一日現在）が保育所

	保育所	幼稚園	合計	備考
75 年 度	全国平均	14.23人	20.48人	34.71人
	北海道	8.68	12.55	21.23 ワースト1
	山形	10.51	11.45	21.96 "
	石川	36.84	11.91	48.75 ベスト1
80 年 度	全国平均	17.29	20.87	38.16
	北海道	11.53	15.61	27.14 ワースト1
	山形	13.59	15.10	28.69 "
	石川	42.04	11.17	53.21 ベスト1

* 保育所12月現在、幼稚園5月現在

(表2) へき地・季節保育所開設状況

	名 称	カ所数	入所人員	備 考
76	へき地保育所	カ所435	人15,806	季節保育所は春秋2回開設
	季節〃	延べ580	19,188	
78	へき地保育所	435	14,408	
	季節〃	延べ491	16,020	
80	へき地保育所	435	13,022	
	季節〃	延べ392	13,095	

未設置、乙部町など七六市町村（五六四年五月一日現在）で幼稚園未設置、両方とも未設置は浜益村など一七町村にもなっています。
また、この不足をへき地・季節保育所、事業所内保育所、そして札幌の仲よし子ども館、旭川の通年制保育所等の法外施設でカバーされてようやく他県並というものが実態です。（表2）
広大で過疎化の著しい北海道で、集団保育の場を求める親の声は切実です。
これに対し道は、五三年度からスタートした北海道発展計画（五三・六二年度）に基づき、保育を必要とする児童の全員入所、未設置地域

しかし北海道の実態をみたならば、決して机上のプランだけではいきません。たとえば、保育白書などで紹介してきたへき地・季節保育所は、市町村の財政状況や地域の実態、そして住民の要求で左右されるのです。たとえば、保育白書とともに「幼児の保育の場」であるならば、両者の調整や地域の実状に合った幼保一元化の積極策も北海道においては必要です。しかもこれらの計画は、定員われ（園児減）や臨調答申でもう壁にぶつかっているのです。

と無認可保育所の解消をめざしています。幼稚園は、北海道長期総合計画（五六・六〇年度）で五才児の就園率を六七%に（五四年度五六・四%）、四才児は四一%（五四年度三二・七%）に引き上げ、公立六〇園新設をうちだしています。

(2) ふえる民間依存

第二臨調の答申は民間委託を大きな柱にしていますが、公私の状況をみてみたいと思います。
幼稚園は、圧倒的に私立に依存しています（表3）が、保育所も随分私立に依存してきています（表4）。札幌市は、政令指定都市でも立っていますが、都市部でこの傾向が強まり革新自治体が保守にかわってきたことで拍車が

(表3) 幼稚園の推移

	公 立		私 立	
	園 数	園児数	園 数	園児数
53年度	86 (17%)	8,021人(10.04%)	428 (83%)	71,853人(89.96%)
54 "	91 (17%)	8,232人(9.93%)	443 (83%)	74,640人(90.07%)
55 "	92 (16.8%)	8,302人(9.64%)	456 (83.2%)	77,794人(90.36%)

(表4-1) 保育所の公私比較

	公 立	私 立	合 計
50年度	力所 375 " 496 "	力所 203 " 301 "	578 力所 797 "
55 "	(64.88%) (62.23%)	(35.12%) (37.77%)	

かけられてきているよ
うです。

三、入所をはばむ
(1) 保育所
費用は父母負担を原則
国は、保育にかかる

(表4-2)

	全 道		札 島		旭 川		苫 小 牧		岩見沢	
	51年度	56年度	51 "	56 "	51 "	56 "	51 "	56 "	51 "	56 "
公 立	182 力所	221 力所 (+93)	27	32 (+5)	6	6 (+0)	10	11 (+1)	2	2 (+0)
私 立	157 力所	256 力所 (+99)	87	116 (+29)	12	30 (+18)	3	10 (+7)	5	13 (+8)

とし、毎年、「保育料徴収基準」が引き上げられています。二月一八日の衆議院予算委員会で共産党的栗田議員は、給料は七%しか上がりませんが、所得がついていないのに所得も引き上げられるとして、徴収基準の引き下げと所得税の減税を追求しました。高い保育料は入所をさまたげ、現に政府の調査でも入所希望者二七〇万人のうち、年一三万人もが入所を締めているといいます。(赤旗八二年二月一九日付)

このように国の基準は余りにも高すぎ、札幌市は「まけてやつている」と言うけれど生実態に見合った保育料は住民の切実な願いです。しかし道内の保

育料は高く、国基準どおりの保育料は一三市町村もあり、一年おくれの保育料も多いのです。しかも臨調答申では、道内で最も多い階層のD4まで全額徴収と言っているのですから深刻です(表5)。

旭川市では、五五年度の保育料を三才未満で平均三五%，以上児で二一%もの大幅な値上げ案が提案されました。「旭川保育をよくする会」などの市交渉、街頭宣伝、署名等の幅広い活動の盛り上がりにより、平均一八・七五%アップにとどまらせるという成果を上げ、全道の保育運動を励ました。

高い保育料は認可保育所から子どもをしめだし、公的保障を回避する役割を果しますから、これは保育運動の最も重要な課題です。

幼稚園が圧倒的に私立に依存しているのは、前述のとおりです。では、父母負担の公私格差はどうなっているでしょうか。道教委の五六年度調査では、公立の保育料は最高八五〇円、最低一五〇円で平均四二五〇円に対し、私立は九〇〇〇円前後、年間で公立が五万三〇〇円、私立は一四万円弱と大きな差があります。しか

(2) 幼稚園

(表5) 養用徵收階層別保育所入所措置兒童數

（札幌市除く）

(表6) 私立幼稚園管理運営対策費補助の推移

	A	B	C 1	C 2	C 3	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6	D 7	D 8	D 9	D 10	D 11	D 12	合計
5 5.4	1,275	5,946	29,22	44,16	4,491	2,367	3,706	4,292	7,102	3,942	2,796	1,819	1,276	1,046	768	604	1,589	50,357
5 6.4	1,370	5,867	2,757	42,18	4,232	2,402	3,516	4,152	7,131	4,150	2,680	1,853	1,321	1,088	850	683	2,171	50,441
(差 56年-55年)	95	△ 79	△165	△198	△259	35	△190	△140	29	208	△116	34	45	42	82	79	582	84
	95	△ 79		△622								690						

補助があります。私学助成運動の大
きな盛り上がりで補助金は他県並に
引き上げられてきて いますが、園児
減や私学助成攻撃の中で雲行きはあ
やしくなつて います。

四、北海道における ベビーホテル問題

度重なる子どもの死亡事故、マスコミのキャンペーン、国会での審議そして重い腰を上げた厚生省が立ち入り調査を行ったのが一昨年十月。この間、臨調答申も加わり保育行政

も札幌市の場合は、私立の父母負担はこれにとどまらずその他の負担も多く、パートで働くお母さんも増えているといいます。

私立に対する補助は、法人に対する管理運営費補助（表6）、父母に対しては就園奨励費

この間、臨調答申も加わり保育行政は大きくかえられようとしています。その発端となつた「ベビーホテル問題」は、保育を當利の対象にする託児施設への批判とその存在をゆるした貧困な保育行政を追求しましたが、北海道でも都市部を中心には廣がりつつあります。道

北見市では、昨年くらいから無認可保育所がふえその規模は大きくなっています。長年公立の保母が保育運動の中心になつてきていますが、産休あけ保育、保育時間、保育料の改善の要求も強く、公立から子ども達がタクシーで

北見の例を述べてみます。

内容・利用時間）を行い、文書および口頭で指導しています。そして厚生省の「無認可保育施設に対する当面の指導基準」（五六年七月二日付通達）に従い、四七カ所が事実上認知されています。この結果、札幌市の子ども達は、公立私立、指定無認可（職場保育所）、無認可の四段階に振り分けられ、その格差は保母、親、子どもとの犠牲でうめられているのです。しかも市（八一北海道の保育白書）では、保育に欠ける子どもが多数利用しているのです。

(表7) 北海道民生部調(1980年11月)

ペビー ホテル数	経営主体			児童数 (25施設分)	年令別内訳					
	個人	法人	計		0歳	1・2歳	3~5歳	6歳以上	小計	年令不詳
	カ所	人	カ所		人	人	人	人	人	人
36	36	—	36	518	57 (11.4%)	189 (37.9)	250 (50.1)	3 (0.6)	499 (100)	19

保育時間					日曜、祭日の保育			保育担当者 (25施設分)		
24時間	朝~夜	夜間のみ	その他	計	有	無	有資格者	無資格者	計	
カ所 12 (48%)	カ所 11 (44%)	カ所 2 (8)	—	カ所 25 (100)	カ所 10 (40%)	カ所 15 (60)	カ所 50	カ所 50	100	

建物の状況						平均保育料		
地下/階	1階	2階	3階	4階以上	計	月極め	1日当たり	1時間当たり
—	カ所 13 (52%)	カ所 9 (36)	カ所 3 (12)	—	カ所 25 (100)	円 29,200 23施設分	円 1,900 12施設分	円 470 17施設分

函館市	岩見沢市	旭川市	網走市	室蘭市	帯広市	釧路市	札幌市	合計
2カ所	2	2	1	1	3	2	2.3	36

道民の生活は、国と堂垣内道政の基幹産業切り替わり、その破壊は深刻です。三二万人といわれる季節労働者（家族も含めると一〇〇万人）の不安や自殺者もでている酪農等、その実態は子ども達の生活や発達、生命さえ脅かしているのです。たとえば、石油中心のエネルギー政策は炭鉱の街をかえ、夕張市、歌志内市、芦別市は人口の減少が著しく、昨年の北炭夕張炭鉱の大惨事は下請労働者や地域住民の生活を窮地に追いこんでいます。夕張市のこばと保育園では昨年四月に定員を六〇名から五〇名に減らしたものの十月は四五名、一月には三九名となり来年度の見通しは全くたたないといいます。勿論子どもの減少は、保育労働者にとっても死活問

五、北海道の子どもをめぐる 状況と保育運動

親の職場保育所へ通うという二重三重保育の実態もあります。これらに手をさしのべない限り劣悪な施設が繁盛するのでしょうか。
さて、札幌市は、新年度夜間保育所一カ所（合計二カ所）と延長保育を各区で一カ所実施することを明らかにしました。（3／2議会での市長答弁）実施内容がまだ明らかにされていませんが、厚生省の基準を見る限りではさらにもう一つの施設が必要です。

題です。

さらに交通事故死（半数は子どもと老人）や離婚率は日本一であり、核家族化の進行や少ない集団保育の場等の中で、なんとかしなければという自衛のあるいは行政の充実を求める運動が広がってきたのです。

(1) 国際児童年のとりくみ

一九七九年の国際児童年は、保育所に道民の目が注がれました。「酪農王国北海道」で保育所の子ども達がニュージーランドから輸入された脱脂粉乳を飲んでいる、という国際児童年北海道連絡会議の訴えは道民に大きな衝撃を与えました。折しも「赤い余り乳」を子牛に飲ませたり投棄したりし、販売促進のため農家からキロ当たり三五円の拠出金を集め堂垣内知事自らテレビで「もつと牛乳を飲もう！」と訴えていました。我家で泣く泣く牛乳をなげ、娘は保育所で輸入ものの脱粉を飲む（標茶町）という悲劇が道民の怒りをよび、翌年五三七団体の牛乳飲用のための補助を求める請願が全会派の紹介で道議会に提出され、昨年七月に趣旨採択となりました。しかし堂垣内知事は、①国の責任ですべき②栄養的には十分③アンケートでは九四%の施設でなんらかのかたちで飲用されないと補助を頑くな拒否し、道民の願いをふみにじっています。しかしこの運動は、幅広い層

の人達に支持され、運動も各地に広がり、別海士幌、標茶で牛乳給食を実現し、熊本県や神戸市にまで広がり児童年にふさわしい運動を展開しました。

(2) 大きい無認可共同保育所の役割

全道合研集会発足の翌年、早くも北海道無認可保育所連絡会（会長水島能裕）が結成され活動を行っています。加盟園の所在地は、

札幌（石狩町含む）、函館、旭川、小樽、釧路、帯広、苫小牧、富良野、名寄、稚内、士別、伊達、広島、十勝清水と全道に広がり他に池田町や今年四月に余市町にも作られています。大きな課題である道からの補助金獲得のため毎年対道交渉をもち、一九八〇年四月に道議会に請願をだしていますが、道は認可整備が第一、無認可への補助は筋ちがいと冷たい。（全国的には一四府県が補助金実施）

毎年赤字運営に悩まされる無認可共同保育所は、保育行政の谷間におかれたながらも北海道の保育に大きな役割を果してます。「子どもは待ってはいられない」と自衛手段で作られ、劣悪な保育環境にも負けず父母、保母の必死の努力ですぐれた産休あけからの保育実践は認可保育所を刺激し、障害児保育、長時間保育等の要求に積極的にこたえています。また、豊浦町の「ちびっ子の家」のように、地域の保育センターの

役割を果し、函館つくしの子、釧路どんぐりの家などその奮闘ぶりは保育運動の牽引車の役割をも果しています。

この間、札幌のゆりかごを先頭に認可をかちとする園もふえ、昨年は岩見沢ひまわり保育園がついに認可を実現し、次は認可園での活躍が期待されています。

(3) 保育労働者をとりまく状況

貧困な保育行政のもと、保育を支えているのは保育労働者です。紙面の関係でここでは身分に関わる二つの問題を紹介したいと思います。

一昨年全国的な規模で会計検査院が保育所の監査に入りました。民間給与等改善費（注2）の不正請求の点検でした。①臨時職員（月二〇日以上、一日六時間以上）も含めた全職員を対象②へき地・季節保育所での勤務期間は対象とならないという指導を行いました。北海道で一番問題になったのは②です。今まで町職員（もちろん正職員）で保母の仕事をしていたと思っていたのが、対象外で勤務年数は一年も認められないなどたのです。無念の涙を飲んだ保母が道内で何人もいました。これは不正なのだろうか、法律上は確かに法外施設だが、役割からみても、道が認可し国からの補助ができる点からも不當としか思えないのです。

次に「無資格保母」に関する通達がだされ、

(札幌は五六年三月)特別の場合を除き保育所での無資格保母は認められず、資格の取得が義務づけられました。

表8 保母試験の実施状況

(年2回実施)

	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度
受験者数	2,260	2,358	2,572	2,554	2,250	2,318
合格者数	245	263	355	359	226	168
合格率	10.8%	11.2%	13.8%	14.1%	10.0%	7.2%

表9 無資格保母講習会開催状況(受講人員)

	札幌市	旭川市	室蘭市	釧路市	帯広市	計	補助額
53年度	480人	373人	63人	140人	一人	1,056人	1,000千円
54年度	449	329	27	一	131	936	1,000

務づけられました。確かに当然な事ではあります
が、この間の措置ではやむをえないこともあ
りました。とにかく低賃金で劣悪な労働条件の
中では、資格の有無より熱意のある人を求めさ
るをえませんでした。厚生省も三分の一までは
と言つていましたが、保母養成校がふえ、専門
職としての位置づけの声が高まり、優れた実践
も積み重ねられてきました。しかし彼女達は、
養成校にも行きそびれ子もちとなり、年もとり
・ガンバレの声援だけで保母試験をパスする
とはいかなくなつてきています(表9)。とは
言え無資格でいいとはならず、当人だけではな
く職場にとっても大きな問題になつていています。
また、保育をめぐる危機の深まりは、保育労
働者にもおしよせ、園児減(定員われ)は権利
の切り下げにつながり、園児獲得競争は保育を
商品化しゆがめています。

このような中で、民間の保育労働者の組織化
と公立(自治労)などとの連携や、全道組織を
もつ保母会や保問研の果す役割も大きくなつて
きています。

六、おわりに

さて、今まで北海道の保育行政の貧困さを述
べてきましたが、問題は堂垣内道政がどこをむ
いた行政をしてきたのかということです。そし
てそれを私たちが十分明らかにしてきたのかと

務づけられました。確かに当然な事ではあります
が、この間の措置ではやむをえないこともあ
りました。とにかく低賃金で劣悪な労働条件の
中では、資格の有無より熱意のある人を求めさ
るをえませんでした。厚生省も三分の一までは
と言つていましたが、保母養成校がふえ、専門
職としての位置づけの声が高まり、優れた実践
も積み重ねられてきました。しかし彼女達は、
養成校にも行きそびれ子もちとなり、年もとり
・ガンバレの声援だけで保母試験をパスする
とはいかなくなつてきています(表9)。とは
言え無資格でいいとはならず、当人だけではな
く職場にとっても大きな問題になつていています。
また、保育をめぐる危機の深まりは、保育労
働者にもおしよせ、園児減(定員われ)は権利
の切り下げにつながり、園児獲得競争は保育を
商品化しゆがめています。

いう事も問われています。その点では、全道保
育合研集会と白書の果してきた役割は大きいし、
北海道合同教研も教育問題を乳幼児期から位置
づけています。しかし残念なことは、保育全般
に責任をもつ全道的な運動組織がまだないこと
です。

保育の危機は一層深刻化し、幼・保・学童の
どれをとっても目まぐるしく情勢はかわり、民
間の活力を入れた保育制度、人づくり政策と
しての保育内容等、日本の政治・経済情勢等と
大きなかかわりをもつて進行しています。この
情勢をどれだけ多くの人に伝え、運動を広げて
いかが重要になつていています。そして父母の会
づくりや働く婦人労働組合での位置づけ、こ
こでは紹介できなかつた病院内保育所や幼稚教
室、保健婦さん達のとりくみ等、子どもを守る
とりくみの輪を広げることを急がなければなら
ないと痛感しています。

注1 日本国福祉社会

一九七九年政府の「新経済社会七ヵ年計画」
連帶が基礎としつつ、効率のよい政府が適切な公
的福祉を基点的に保障する社会」

注2 民間給与等改善費
国からきている措置費(保育所を運営するため
の経費)の中の入件費は、勤続五年平均で給付と計
算がされて勤続五年以上の部分を補うための制度と
してつくる職員の平均勤続年数で三つの区分によ
り私立のみに加算される。

(どき
ゆきこ

札幌市の留守家庭児童対策と問題点

甲斐百合子

△はじめに△

働く婦人の増加、子どもたちをとりまく環境の荒廃により、学童保育の要求は年々増える一方です。札幌市の留守家庭児童会増設トップ、

児童会館への一般的解消という方針の中で、親たちが自力で創りあげ、運営している共同学童保育は、昭和五六年度で二七ヶ所にも増え、公立公営の留守児童会を上回る数になりました。

過去二年間、学童保育連絡協議会を中心にして、学童保育への切実な願いをこめた地域住民が①留守家庭児童会の増設と充実、②共同学童保育への助成、③このことを行政として責任をもって施策化してほしい、という請願を市議会へ提出してきました。

これに対して、昨年の一一月札幌市教育委員会社会教育部は、札幌市議会文教委員会へ新規児童健全育成事業案を提出してきました。しかし、提出された事業案は、私たちの基本的の要要求とはまったく異なるものであり、「公営と、民営の一元化」という名のもとに、札幌市が二十二年間実施してきた留守家庭児童会施策の歴史と

実績を全く無視したものでした。その上新たに「受益者負担」「運営委員会方式の導入」等により行政責任を回避しようとするものがありました。

札幌市における留守家庭児童対策の歴史と役割をみる中で、新規方針の問題点についてふれてみたいと思います。

一、札幌市の留守家庭児童

対策のあゆみ

札幌市が、まったく無視したこの二十二年間の歴史と行政の責任は、どういうものだったのかをみてみると、だいたい三期に分けることができます。

1. 民生局所管の補助金事業

昭和三十四年カギッ子対策として民生委員の手によって始められました。学童保育としての児童健全育成事業案を提出してきました。しかし、提出された事業案は、私たちの基本的の要要求とはまったく異なるものであり、「公営と、民営の一元化」という名のもとに、札幌市が二十二年間実施してきた留守家庭児童会施策の歴史と

対象で共働き家庭の子どもたちは入れず、あくまで監護に欠ける子どもを市がみてやるという形でした。

2. 文部省の留守家庭児童会育成補助事業

昭和四十一年度、文部省が留守家庭児童会育成補助事業を各自治体への奨励策として実施しました。これを受けて、札幌市も民生局から教育委員会へ所管がえをしました。名称も留守家庭児童会と改め、主に小学校の空教室を使用して実施する形になりました。その後五年間で一〇小学校四児童会館で行われるようになりましたが、切実な要求をもつ地域住民によつて共同学童保育が創られていったのもこのころでした。

昭和四十六年文部省が留守家庭児童会育成事業を打ち切り、校庭開放を打ち出した時、札幌市も留守家庭児童会を校庭開放事業に解消しようと、いう動きもみられましたが、住民の留守家庭児童会を存続してほしいという要望で、そのまま社会教育部の単年度事業として継続されるようになりました。

昭和四十七年に札幌市学童保育連絡協議会が結成され、ねばり強い運動が続けられ、小学校内に留守家庭児童会が増設されることになり二ヶ所の共同学童保育も発展的に解消していきました。昭和四十八年には二十七小学校内に留守家庭児童会が増設されていました。

3. 児童会館へ一般利用として解消

地方財政危機を契機に、増設要求を抑え、将来的には児童会館の一般利用という形で解消していくという方向を打ち出し、プレイセンター、地域ぐるみ児童健全育成促進事業等々の施策を実施してきました。

この間、働く婦人の増加、子どもをとりまく環境の荒廃により、学童保育の要求は高まり自主運営による共同学童保育は増設され続け行政の責任ある施策を求める声が大きくなってきました。しかし、共同学童保育へ助成をしてほしいという切実な願いに対しても、市は、「子どもを育てるのは親の義務、もっとも理想的な形での運営ですので、がんばってください。」とまったく無視しつづけてきました。

二、働く権利と学童保育

共働き家庭では、子どもが入学を迎える時になると、大きな喜びと共に不安がおそってき

ます。幼児期には、なんとか保育所に入所できたいへんだったけど安心して働き続けることができました。でも小学校に入学したらどうなるのだろう、四月は下校時間が早いし、今まで保育所にいた子どもがいくら小学校に入学したからといったって一日で自律しきれるものでもないし。そしてたいてい夫婦の間で、仕事をやめるとか続けるかの話しになつていくのです。

憲法第二十五条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を當む権利を有する」とあり、第二十七条では「すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負う」とあります。

不況で失業したり、賃金が低く抑えられている上に、物価はどんどん上がっていくという今の社会状況の下では、共働きをしなければ生活が守られないという家庭が増えてきています。母子父子家庭も増えてきている状況の中で、働く婦人の権利を守り、子どもたちの放課後の生活を保障していくのは当然、国や自治体の責任です。

三、子どもたちの発達を保障する学童保育 （なかまの中で育つ子どもたち）

働く親にとって、子どもたちが放課後ひとりぼっちですごすことを考えると、危いことに会うのではないかと胸が痛むおもいです。安心して働くことさえできません。

そこで働く親たちは、子どもたちが放課後豊かで生き生きと生活できるようにと、学童保育を創りました。

子どもたちはランドセルをしょって「ただいま」と元気よくかけこんできます。おやつ作りもして、お友だちとおやつも食べます。お部屋のお掃除もします。そこは放課後の子どもたちの生活の場なのです。そればかりではなく、子どもたちの成長発達に合わせた、スポーツ活動、文化活動等々が異年令集団の中で計画され実践されています。

そこには楽しいことも悲しいこともたくさんあります。異年令集団と指導員の援助で、ひとつひとつのこと克服していく力強い、生活づくりの実践が学童保育にはあります。

みんなで躍べるようにならう繩とびを！

「こんなもん簡単さ」と一気に三〇〇回以上も躍ぶ範和君。「俺やだなー」といいながら躍んでみるけど、すぐひっかかる光一君。「おまえ、右手と左手の高さがひっこだもん、ひっかかるさ、やってみれ」と助言する拓郎君。「苦しい、嫌だ」と繩とびなんて、もうやめた。

だがれがするかつて」とおこる幸子ちゃん。「最もいいかと胸が痛むおもいです。安心して働くことはないかと胸が痛むおもいです。安心して働くことはできません。

こんなふうに「やる」「やらない」という中で始まった繩とび大会が、二・三日もすると

「ただいま、先生！きのう家で五〇〇回もとべたさ」「きのうの日曜日、光ちゃん家にきて練習したんだよ、ホラ右と左の高さ同じになつたら躍べるようになつたしょ」「先生！幸子ね一〇〇回とんでも、そんなに苦しくなくなつたさ」と報告されるようになります。

上手な子がどんどん回数を増やしていくのに刺激され、目標を高めていく子、みんながやるならやってみようかなと恐る恐る始めてみる子。そして最終大会日、本当は班競争だけど、本番になると、そんなワクもどつかへ行っちゃつての応援、全員が、とびきつた時には、皆なでとびあがって喜び合う姿がみられます。

異年令集団のお互いの力を伝え合う姿が、援助し合い、ひとつずつのりこえていく子どもの姿が学童保育の生活の中にはあるのです。

四、新規事業の問題点

私たちの求める学童保育は、(1)働く親の権利が守られ、(2)子どもの発達が保障されるという役割を充たすものでした。そして、それが国の制度として、自治体の責任ある施策として実施されることが私たちの基本的要請でした。

行政の責任回避

留守家庭児童会の増設をストップし、共同学童保育を認めずまったくの助成がなかった、札

幌市の方針からみると、留守家庭児童対策であることを新規児童育成事業要綱の目的の中に明記したこと、共同学童保育への助成をしたこと、大きな前進であります。しかし、あくまでも児童育成事業要綱であり、留守家庭児童対策事業要綱でないこと、札幌市直當ではなく、児童健全育成運営委員会への補助事業であること等は、基本的には行政の責任回避であり、これららの課題となっていきます。

1.児童健全育成運営委員会の設置

この運営委員会の業務として、補助金の受け皿としての役割、事務事業の統轄のみを明記しています。このことからみても、自治体の合理化、民間への委託政策に他ならず、行政の責任回避が明らかです。

2.受益者負担制度の導入

要保護者にのみ福祉は適用されるものであり、共働き家庭には行政が保護しなければならない義務はないという理論で受益・負担というシステムを取り入れてきています。内容の充実なくしての受益者負担であることも問題です。

(かい ゆりこ)

札幌市学童保育連絡協議会

これがの問題点をかかえた新方針ではあります、市が留守家庭児童対策をもつという方針である点に依拠して、私たちは今後①親の労働日に見合った実施か②留守家庭児童の放課後の

生活が守られているか③それを支える指導員の労働と生活が守られているか、これらの内容をどう行政の責任のもとに改善し充実させていくかの追及を運動として展開していかなければなりません。

追記

この四月から、市の「新規事業」はスタートしました。学保連に結集している父母・指導員は、「行政責任の明確化」と子ども・父母・指導員の権利擁護の立場から、ひきつづき、助成拡大、父母負担の軽減、指導員の増員、保育内容の改善・向上などを求めて運動を強めていますが、地区労・市職員組合の一部幹部が中心となっていました。このことからみても、自治体の合理化、民間への委託政策に他ならず、行政の責任回避が明らかです。

（とも、運動をすすめています。

(III) 婦人とくらし・平和

北海道のくらしと消費者運動

—灯油共同購入運動を中心として—

石川一美

一、つのる家計の苦しさ

国民の四割「生活苦」、所得減少、節約でのぐ——これは、厚生省がまとめた国民生活実態調査結果(表1)を報道した二月二十七日付道新一面の見出しです。この調査によれば、一世帯当たりの所得は、前年(五十四年)比六・四%しか伸びていないのに、五十五年の対前年比の消費者物価指数の上昇率は八・〇%、実質で一・六%も目減りしています。現在の暮らしについての意識は、「苦しい」としている世帯が四〇・一%あり(内訳は「大変苦しい」が一〇・九%、「やや苦しい」が二九・二%)、普

通」と答えた世帯は、五三・三%。この五三%の「普通」については厚生省でさえ、「国民の節約努力が浸透した結果を反映したのではないか」と説明しており、内実は決して楽ではないが、まあなんとかまわりと比べてみて「普通」と回答しているのではないかと思われます。

新日本婦人の会の生活調査結果(表2)は、家計の苦しさが、年々強まっている実態を主婦の生まの声で顕著にあらわしています。

七九年五月には、前年と比べて、くらしむきが「変らない」と答えた人が一八%いましたが翌年は四%、八一年は〇・五四%と激減しています。これに対して「ひどく苦しくなった」人は、七九年五月の一二%から、約三倍の三八%、

三四%と増えています。さらに、家計のやりくりで削るところが、「衣類」はもちろんですが、「食費」が年々比率を増しているのが目立つ胸が痛みます。

このデータにみられる七九、八〇、八一年は、七九年三月のイラン革命に端を発する第二次オイル・ショックに、大企業本位、国民犠牲のやり方で道民のくらしが直撃された時期でした。七九年春に、一リッター三一・三二円で買った灯油は、五月以降、元売価格のあいつぐ値上げで月ごとに値上がりし、翌八〇年四月には一リッターハ八〇円にまで高騰しました。さらに八年には、五月と八月の二度にわたる元売価格値上げで、一時は小売価格九〇円が出現、実際に二年半で三倍にはねあがったのです。

北国のからしに欠かせない灯油は、家計の上でもずつしりと重くのしかかり、年間一世帯一七万円(道内平均値一七八五円でドラム一〇本)の灯油代は、年間の主食費の二倍にのぼります。こうした中で、道庁のアンケート調査(表3)によつても、高値灯油に対抗する涙ぐましい節約の努力と少しでも安くと共同購入への期待が

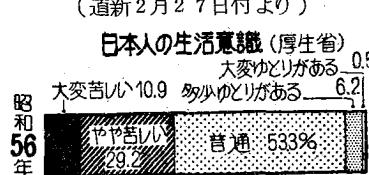
つよまっています。

二、灯油共同購入運動のひろがり

新日本婦人の会札幌市内各区支部では、まとまって八〇年一月より灯油共同購入運動をはじめました。

業者との交渉で

生活に対する意識を平均所得でみると、「大変苦しい」世帯は二百八十三万二千円、「やや苦しい」世帯は三百二十三万一千円、「普通」の世帯は四百三十五万六千円、「ゆとりがある」世帯は六百六十九万四千円」となっている。(年収)



56年9月1日調査実施(全国8000世帯対象)

表2 生活調査のまとめ

1. あなたの現在の生活は1年前とくらべてどうですか。

79. 5. 1 80. 5. 10 81. 5. 10

1 良くなつた	1.0%	1.0%	0.03%
2 苦しくなつた	69%	43%	51.7%
3 ひどく苦しくなつた	12%	38%	34%
4 変らない	18%	4%	0.54%

2. 物価高を家計のどこを削ってやりくりしていますか。

79. 5. 1 80. 5. 10 81. 5. 10

1 食 費	15.6%	18%	20.2%
2 衣 類	49.9%	54%	54.6%
3 レジャー	32.4%	34%	33.4%
4 その 他	2.1%	8%	0.35%

3. あといいくら収入がふえたら家計が維持できると思いますか。

79. 5. 1 80. 5. 10 81. 5. 10

1 1 万 円	1.5%	0%	0%
2 2 万 円	9.4%	6%	0.58%
3 3 万 円	36.5%	27%	28%
4 4 万 円	14.8%	12%	18.9%
5 5 万 円	37.8%	40%	41.8%

※ 未回答、重複回答あり。(新日本婦人の会北海道本部調査)

- ①価格は、話し合いで合意の上きめる。
- ②配達は月二回、区ごとに日をきめ、一世帯の最低供給量は一回九〇ℓ～一八ℓかん五かん)以上。

- ③安定供給について最大の努力をする。
- ④決済は、毎月二〇日締切りの翌月二〇日まで各支部ごとに業者に納入。などの約束をかわしました。

表3 道庁の物価モニターアンケート(1000人対象 91%回収 56年12月実施)

- 暖房用燃料として灯油使用世帯 90%
- 灯油使用世帯の78%が「可能なかぎり節約している」
 - 節約方法「温度を下げた」 (28%)
 - 「暖房時間を短縮した」 (19%)
 - 「暖房効率を高めた」 (19%)
 - 「暖房部屋数をへらした」 (11%)
 - 「入浴回数をへらした」 (9%)
- 灯油使用量前年(55年)比 一世帯平均 札幌 (-) 135ℓで年間 1,715ℓ 北空知 (-) 36ℓで年間 2,178ℓ
- 40%の世帯が価格の安い店を調べたり共同購入に参加するなど対処している。

価格は、はじめ一円七一円はじめ、一二月より七〇円に値下げさせました。各支部では、班ごとに共同購入会員をふやし、灯油係をおいて、オーダーと集金、上納の体制をつくりました。八一年五月の元売値上げの折にも、五・六月は、交渉で価格をすえおいて喜ばれ、シーズン末までに四〇五世帯を組織しました。

今シーズンは、八一年八月一日からの不当な元売メーカーの仕切価格値上げ（円安による差損で石油業界は苦況という通産省のお墨付き）に反対する運動からはじまりました。新婦人も加盟している全道灯油・プロパン値上げ反対連絡会では、八月末、道、市町村と共に国へ要請行動をおこない、九月一日には決起集会をひらきました。独自活動でも、それぞれの団体が署名、宣伝、企業、政府交渉をくりかえす中で値上げ反対の世論が盛り上がり、共同購入団体の価格交渉に、熱い期待がよせられました。

消費者パワーを背景にねばり強く交渉を続けていた市民生協が一〇月に入つて、難航のすえ一円八四円をうちだしました。続いて新婦人もねばりにねばり、会員価格一円八三円五〇銭でまとまりました。

私たちは、交渉の中で、五〇銭、一円が主婦の関心の的になつてゐる苦しい生活の実態、班の灯油係が配達がきちんとされたかどうか、期末までの灯油代の回収などで苦労していること、

共同購入の仲間をどうひろげているかなど、誠意を尽して業者に話し、今シーズンは一〇〇〇世帯めざしがんばりたいと展望も示して合意をかちとりました。

こうした共同購入運動の成果が、一〇月半ば以降小売価格に反映し、一円九〇円灯油は、姿を消し、約一ヶ月の間に、八六・八七円の最多価格が八五・八六円に値下がりました。小売価格で八四円もふえ、競争の激しいところでは八三円も出てきました。

私たちは、消費者運動の成果として確信を深めつつも、会員のくらしのメリットの追求という点で再度交渉を申し入れ一月月下旬より五〇銭値下げ一円八三円で歩みおりました。さらに今年に入つて小売価格下落の動きは続き、八三円が、かなり一般に出まわり、会員の中から、再値下げの要求が強くできました。一月下旬より再三の交渉のすえ、二月中旬より八二円で合意が成立しました。二月下旬までに共同購入の仲間は、昨シーズンより四〇〇世帯ふえて、八〇〇世帯をこえ、さらにひろがっています。

「新婦人に入つて共同購入のお仲間に！」ぐらし、子育てで力を合わせる新婦人にどうぞ」とナラシをつくり、新婦人しんぶんへの折り込みや、地域、職場での宣伝、統一行動などで、今シーズン入つて増えた四〇〇世帯のうち八〇人の新会員をむかえました。

秋晴れの公園での不用品バザーの会場でお知らせして八人の申し込みを受けた班、ろうあ者の人が喜んで入つてくれたところ、職場でびかけ六人の新会員をむかえた班、一人暮らしのお年寄りを五人いっしょに会に迎えた班、なかには、父子家庭で贊助会員になったところ、新婦人しんぶん読者から電話で入会申し込みをうけたところなど、エピソードも沢山あり、くらしを預かる婦人の必死な思いがひしひしと伝わってきます。

この運動で私たちが確認してすすめたことは、共同購入会員制をとったことです。ですからふやす世帯は必ず新婦人の会員、新規の人は会員になつてもらうことを貫きました。

これは、新婦人が会員のくらしを守り、共に運動していく組織であること、会が大きくなることによって要求実現の道もいっそうきりひらかれるし、会員は喜びを分かちあい成長しあえるからです。従来のお世話型活動から脱皮し、会員が主人公で生き生きした組織として大きく発展することを灯油共同購入運動の分野からも追求し、新しい局面を切りひらきつつあります。特に、新会員には、従来の共同購入運動では、結集しなかつた、アパート住まいの共働きの世帯、お年寄り世帯など（ホームタンクをもつていうマイホーム世帯より高い灯油を買わされている）が多く、喜ばれたことは、今後も大事に

表4 全道的な灯油共同購入の動向（道庁81年12月調査）

○ 全道	グループ数	668(前年比119.7%)
	世帯数	96,774(〃109.1%)
	平均価格	84.6円/ℓ
○ 札幌市	グループ数	243(前年比129.2%)
	世帯数	34,847(〃106.6%)
	平均価格	83.8円/ℓ

表5 灯油価格のうごき

		81年9月(1ℓ)	82年2月(1ℓ)
全道	平均価格	87.75円	85.55円
	高 値	92円	89円
	安 値	78円	81円
札幌市	平均価格	86.6円	83.3円
	高 値	92円	86円
	安 値	84円	81円

(道消費者協会調査)

三、灯油をめぐる情勢と課題

最後に、灯油をめぐる情勢と課題について若干触れてみます。

三月に入り、出光石油が灯油を除き、K&L当たり約300円の値上げを実施、丸善、三菱、共同、シェルも同調、日石もこれに続こうとしています。しかも日石は、政府指導の上限価格目一杯の現行価格なので、これを値上げすれば、事实上、上限価格を突破することになり、灯油価格の再値上げに道をひらくものです。

この値上げの理由を為替レートの円安にメーカーは求めていますが、原油輸入価格全体でみれば、一ドル二四〇円の円安でも八一年八月値上げの原油輸入価格水準と変らず、むしろこの間の輸入価格の値下がりに見合った石油製品の値下げこそ必要なのです(表6)。

さらに問題なのは、電力、鉄鋼、製紙などの大企業が使うC重油や石油化学工業が使うナフサなどは、原油価格を割った安値で売り、その分を消費者が使う灯油やガソリンにかぶせ、もうけ商品にしていることです(表7)。

国際的には原油過剰の状況の中で、産油国が「八三年まで値上げしない」と言明し、むしろ値下がり傾向にある中で、メーカーは円安を誇り宣伝し、政府はこれまでメーカーに示して

してすすめていきたいところです。

こうした共同購入運動は、札幌市においても、全道的にも今シーズンひろがり、道庁の調査でも、グループ数で前年度比、全道で一九・七%、札幌市一二九・二%になっています(表4)。

また、運動のひろがりは、小売価格を引き下げる役割を果し八二年二月にはシーズン入りの市では、三円値下げになっています(表5)。

きた上限価格を撤廃しようとしています。まがりなりにもメーカーの値上げを一応ナックする方式をとる上限価格撤廃は、メーカーの勝手放題な値上げを許す道をひらきます。

こうした情勢のもとで、全道灯油プロパン値上げ反対連絡会では、三月一二日、通産局、道、日石に対し要請行動をおこしました。引き続き、消費者の力を結集した運動を強めひろげること

表6 原油輸入価格の推移（C I F）

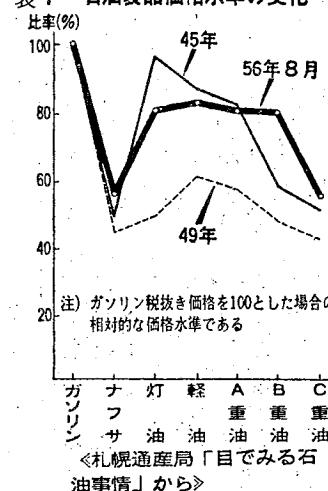
年 月	ドル建で価格 ドル／ペニール	為替レート 円／ドル	円換算価格 円／Kℓ
56年 3月	38.19	207.8	4,991.0
4月	38.49	211.99	5,132.6
5月	38.41	217.18	6,247.5
6月	38.24	223.89	5,385.9
7月	37.66	226.55	5,366.3
8月	37.10	236.35	5,515.2
9月	36.78	230.26	5,327.2
10月	36.67	229.15	5,285.2
11月	36.63	230.56	5,311.3
12月	36.04	218.15	4,945.4
1月	36.02	221.36	5,015.3
〈8月値上時の 原油価格ベース〉	37.66	229	5,424.0
〈240円／ペニールの円安 を想定した価格〉	36.02	240	5,437.0

* つまり 240 円の円安で元の価格に戻ったにすぎない。

が緊急の課題です。
(いしかわ
かずみ)

新日本婦人の会道本部)

表7 石油製品価格水準の変化



灯油とナフサ、C重油の価格は
なんに差がある

世界婦人大会に参加して

三 浦 章 子

昨年十月チエコスロバキアの首都プラハで開かれた世界婦人大会に日本代表の一人として参加することができました。

世界百三十二ヶ国、千二百人の各国代表を集めて、六年ぶりに開かれた大会の中心テーマは、平和、平等、独立。

平和がなくては婦人の平等も、子どもたちの未来もないと、大会は平和を中心とした討議で熱く燃えました。

婦人と労働、婦人と家庭、など六つのテーマの分科会のうち、私が参加したのは第四分科会「平和と軍縮」です。

世界中に軍事緊張をつくり出しているアメリカの実態

発言は一人七分に制限されましたが、各國代

表の発言は、平和をめぐる國際情勢が非常に緊迫している実態を反映していました。

メリカ帝国主義の実態が各國の婦人代表から具

体的になまなましく出されました。

エルサルバドルの代表は、「白色テロで婦人を含む三万人をこえる人びとがたおれた。アメリカはカイライ政権に莫大な経済的、軍事的因素を入れをして、民族独立の運動に圧力をかけている。」

ニカラグアは、「五百人以上のアメリカの軍事専門家がカムフラージュして入っており、イスラエルのパイロットを養成したりしている。CIAの手で二百人の活動家が殺された。」といい、さらに、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ボリビア、チリ、アルゼンチンなど、中南米諸国へのアメリカの軍事、経済、政治、各方面への介入がどのようになされているかが報告され、中東諸国への介入にもまさるのではないかと思われました。

休憩時間には原爆記録写真集などを分けてほしいという各國代表にとりかこまれ、たちまち二十組も持っていましたのがなくなりました。テレビ、ラジオのインタビューの申し入れや、各國からの運動交流の申し入れも殺倒しました。

分科会の三日目、日本代表の米原さんが、米ソ両国による核兵器の恐怖の均衡はもうたくさんです。平和は各国民の運動と国際連帯でかちとるもの。アメリカは中東や中南米など、諸国への干渉を中止し、ソ連はアフガニスタンから撤退すべきです。」と発言すると、共感の

私は「武器はいらない、軍事費を削って、教育、福祉、くらしの充実を。」という母親たちの願いを書いたハガキを首相に出す、平和ハガキ運動が全国で百万枚をこえたこと。

四十年前、日本の若者たちを戦争にかり出した微兵カード（赤紙）を多くの人びとに配る運動をしたこと。

ヒロシマ、ナガサキ、の原爆による悲惨な記録写真の展示会を全道、全国の各所で開き数百万人の人びとに見てもらった運動などを実物を見せながら発言しました。

さらに核兵器の製造、実験、貯蔵、配備、使

用を含む完全禁止にむけて、核兵器使用禁止国際条約の締結を求めるアピールを国連とすべての核保有国に出すよう提案しました。

発言を終えるとわれるような拍手です。

大拍手。特にヨーロッパ各国の代表が強い支持表明をしました。

燃えるヨーロッパの

核兵器ノーの運動

今こそ平和の力で

核兵器ノーと軍縮を

西ドイツの代表は、「ボンでいま、史上最大の三十万人の核軍拡に反対する大集会が開かれています。」と報告し、「三年前アメリカが中距離ミサイルのヨーロッパ配備をきめてから、私たちは立ち上がりました。あらゆる町、あらゆる所で核兵器ノーの運動をよびかけ、署名も百万近くを集められ、そのつみ重ねが今日の大集会になりました。ヨーロッパを核戦争の戦場にはさせない。」と決意をのべると、全員立ち立がって大拍手です。

オランダの代表は、「とにかく私たちは核兵器ノー、軍拡ノー、の一点で、たくさんの人によびかけ、百万人が運動に参加しています。ヨーロッパを非核地帯に。」と発言すると、印度洋を、大西洋を、太平洋を非核地帯に、と統きます。

そして、目の前に迫っている国際軍縮週間に連帯の大行動を、とギリシャ、イタリー、イギリス、ノルウェー、デンマーク、フランス、と続き、それは国際軍縮週間での燃えるヨーロッパを充分に予想させるものでした。

百十六人の各国代表の発言の三分の一以上が、

ヒロシマ、ナガサキ、をくりかえしてはならない」と言い、大会ではヒロシマは世界の共通語であることを確認しました。

大会運営の面で一部の国が意見を押しつけるなどの問題がありましたが、日本の発言が圧倒的に支持され大会をリードしたのは、やはり世界で唯一の被爆国である、その重さであると痛感しました。

人類が今程、核戦争の脅威にさらされたことはない、軍備の増強がどれほど各国人民を苦しめているか、今こそ軍縮を、核兵器廃絶をかちとらねばとの願いに結ばれたからと考えます。

一九八二年六月ニューヨークで開かれる国連軍縮特別総会に向けて世界の平和の力を結集しようとの合意も、大会宣言にもりこまれました。日本の運動は世界中から注目され、期待されています。自信をもって確かに足どりで軍拡ノー、核兵器ノー、の平和運動を進めたいと思いまます。

(みうら あきこ)

北海道平和婦人会会長)



(IV) 国際婦人年後の動きについて

一 行政の対応を中心について

佐藤 節子

一、はじめに—国際婦人年から七年

一九七五年の国際婦人年は、体制や民族、言語等のちがいをこえて、男女平等と婦人の地位向上を各国共通の課題とし、なかでも、一九八一年九月三日に発効した「婦人にに対するあらゆる形態の差別撤廃条約」は、理念上でも実効の面でも、より根拠ある武器としてこれらの運動を進める婦人たちを勇気づけました。

同条約は、婦人に対する差別が人間の尊厳に反すること、核兵器の廃絶、民族自決権の擁護など、世界平和の実現が男女平等の達成に欠かせない条件であること、そして子どもの養育は男女と社会全体の共同責任であることなどを前文でうたい、男女差別が社会と人類の進歩にとって大きな損失であることを明らかにし、各国

に平等達成のために必要な立法措置、差別的な制度、慣行の一掃を義務づけています。

しかし、日本政府は一九八〇年の「中間年会議」で「条約」に署名はしたもの、婦人団体、労組等の早期批准を求める運動や、地方議会の同じく早期批准の意見書採択に対し「八五年までには批准する」と関連国内法の整備をおこなっています。

婦人年からはや七年。急を要する国籍法すら一九八三年の通常国会に改正案提出の予定、といふスローモードな進行状況で、これには自民党婦人局までが八一年暮れに「早期批准決議」をあげざるを得ませんでした。

二、道内のうごき—『道内行動計画』

一九七八年三月、道は他都府県に先がけて

『北海道婦人行動計画』を発表しました。その背景には道内婦人団体等の精力的な運動がありました。

たとえば一九七六年春、道青少年婦人事務局は『道内行動計画』策定の準備あり、の発言。ただちに日本共産党道委員会が、早期策定と道内婦人の要求反映について申入れるとともに、同党が先に政府に提出していた『国内行動計画策定についての申入れ』書を提出。同年六月第一〇回はたらく婦人の全道集会が特別決議、翌七七年、道への要請書を申入れ。

国際婦人年全道実行委(四〇団体加盟)は、七五年結成以来、アンケート調査、学習会、啓蒙活動、パンフ作成、対道交渉などをつづけ、二十七項目に集約した要望書を提出。道民商婦人部の要望書提出、申入れを次々におこないました

(『北海道経済』78・6拙稿参照)。

資料 ① 国際婦人年以降の国内の動き(「82春闘学習・教宣資料集」より)

1975. 6 ILO第60回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するため行動計画」
75. 6~7 国際婦人年世界会議(メキシコ)「世界行動計画」
75. 9 婦人問題企画推進本部を設置(総理府)
75. 9 職場における男女平等の促進に関する建議 婦人少年問題審議会
76. 10 就業における男女平等について 就業における男女平等問題研究会
76. 10 雇用における男女の機会の均等と待遇の促進に関する建議 婦人少年問題審議会
77. 1 国内行動計画 婦人問題企画推進本部
78. 8 夜勤・交代制勤務に関する意見書 日本産業衛生学会交替勤務委員会
78. 11 婦人労働法制の課題と方向 労働基準法研究会
79. 6 自民党「家庭基盤の充実に関する対策要綱」
79. 7 雇用平等法問題調査研究会を設置(労働省)
79. 12 第34回国連総会「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」
79. 12 男女平等問題専門家会議を設置(労働省)
80. 5 東京都「職場における男女差別苦情処理委員会」を開設
80. 7 国連婦人の10年世界婦人会議(デンマーク)
後半5年間の「世界行動計画」「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」日本を含む75カ国が署名
80. 11 国連婦人の10年中間年日本大会
81. 2 「国内行動計画」に対する婦人問題企画推進会議意見
81. 3 「女子職員の健康、安全管理基準研究会」を設置 人事院
81. 5 「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標、婦人問題企画推進本部
81. 6 ILO第67回総会「男女労働者:家族的責任を有する労働者の機会均衡及び平等待遇に関する条約(第156号)及び勧告(第165号)」
81. 9 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」20カ国批准し、発効

資料

② 『差別撤廃条約』締約国

キューバ、スエーデン、ドイツ民主共和国、ガイアナ、ポルトガル、ポーランド、ドミニカ、中華人民共和国、バルバドス、ノルウェー、ハイチ、モンゴル、セントヴ

インセント・グレナディーン、フィリピン、カンボジヤ、ラオス、エル・サルバドル、ブータン、以上は、81・11現在。その後も締約国はふえて、82・2・17現在は三十七ヶ国。署名のみは日本ふくめ五〇ヶ国余。

また抽象的表現とはいえ、「計画」中の「推進する」「努める」「図る」などは、道民の側から、積極的に「促進」すべきでしょう。ところで「行動計画」策定後のいくつかの問題点のうち第一は道内婦人のPR不足です。道内婦人で「計画」の存在を知っている人がどれ程いるでしょうか。策定当時(七八八年)一九五万人の婦人有権者に対し、「計画」の印刷部

社会参加の三本柱に沿って、どれだけ具體化され実行されたか、を点検する必要があります。まず「計画」そのものは、自民党政の婦人政策というワク内に拘束されていますから、保護ぬき平等や平和の欠落など、婦人年の理念に反する内容をもっていますが、個々の問題では二百万人婦人有権者の要求を無視することもできず、随所に活用すべき条項があります。

こうした運動の高まりの中で、道は全国のトップを切って発表したわけです。もうひとつ、七九年の知事選をたたかう堂垣内氏の婦人攻略のひとつでもあった点を見逃すわけにはいきません。しかし、何はともあれ、道としてははじめて総合的な婦人政策を明らかにしたのです。

今年度(一九八二年度)は丁度「道内行動計画」の中間にあたります。したがって「計画」自身が掲げている基本目標①男女平等を基本とする条件整備、②婦人の福祉の向上、③婦人の社会参加の三本柱に沿って、どれだけ具體化され実行されたか、を点検する必要があります。

（『北海道経済』78・6拙稿参照）。

数は二万部にすぎず、婦人団体、政党（共産党）などの要求で簡単なりーフと翌年に広報誌「はつかいどう」で骨組みが紹介されたにすぎません。

第二は、「行革」がらみでの「計画」内容の後退です。例えば道府機構改革の一環として、出された道立婦人相談所の移転、縮少問題（79年暮れから80年春にかけて）。これは「緊急一時福祉体制の推進」を掲げ、婦人保護関係施設の機能の強化をうたっている「計画」逆行するもの、として、同相談所の婦人職員をはじめ、婦人全道実行委など婦人団体がただちに反対、抗議行動に立ち上がり、国会質問でもとりあげる相談員の減員はくいとめました。

資料 ③ 道内企業の差別制度

1975年（国際婦人年）	改 善 1978年	1979年
結婚退職制度 19%	把握企業 361社のうち 18.5%	18.3%
妊娠、出産退職制度 10%		36.8%が改善
差別定年制度 18%		

予想され油断は許されません。それを口実とした減員もらくなっています。それ

第三は差別解消のとりくみの弱さです。

八〇年九月の道議会で本間喜代人氏（共産党）の質問に対し、当時の中村龍一労働部長（現教育長）の答弁は資料③のとおりですが、「国内行動計画」前期目標にもとづくとりくみでは、

八〇年末までに差別制度を廃止した企業は全国で五三・二%となっており、その面でもおくれています。（道は三六・八%）

第四は「計画」の目玉でもあつた道立女子職訓の運営に関する婦人たちの不満です。八一年に開校し、販売管理、トレース、經理事務、写真植字の四科、百二十人募集してスタートしたも

の、最も期待をかけていた母子家庭を含む中、高年の再就職希望者には三分の一しかワクがなく、今年（八二年三月）卒業の一二期生では三〇

才以上は七人だけ、ほとんどが高校新卒者です。公立学校教諭と公立病院、福祉施設の看護婦、保母に適用される育児休業を民間にも普及させることを「計画」は重点の一つにしていますが、その場合の国の奨励金以外に道独自では助成がないため、制度発足の昭和五十二年度以降これまでに国の奨励金を申請、活用した事業所十ヶ所余にすぎません。

第五は育児休業制度の民間への普及の問題です。公立学校教諭と公立病院、福祉施設の看護婦、保母に適用される育児休業を民間にも普及させるなどを「計画」は重点の一つにしていますが、その場合の国の奨励金以外に道独自では助成がないため、制度発足の昭和五十二年度以降これまでに国の奨励金を申請、活用した事業所十ヶ所余にすぎません。

第六は、「婦人の社会参加の促進」中、「審議会等および公務員、企業従事者の婦人登用」の現状です。「計画」では十年間に審議会委員等を一五%まで引き上げよ、という付帯意見がついていますが、道府機構の各種委員会での登用は次のようになっています（資料⑤）。これらはいつになつたら一五%になるのでしょうか。

なお道内公立学校、病院、施設等の育児休業法に基づく取得状況は次の通りです（資料④）。第六は、「婦人の社会参加の促進」中、「審議会等および公務員、企業従事者の婦人登用」の現状です。「計画」では十年間に審議会委員等を一五%まで引き上げよ、という付帯意見がついていますが、道府機構の各種委員会での登用は次のようになっています（資料⑤）。これらはいつになつたら一五%になるのでしょうか。

資料 ④

年度		S 52	53	54	55	56
公立 ・ 教 員	出産	人 307	人 333	人 362	人	人
	育休	人 155	人 178	人 180	人	人
	%	50.5	53.4	49.7		
公保 立 看 護 婦 母	出産	人	人	人 197	人 198	人
	育休	人	人	人 15	人 15	人 13
	%			7.6	7.6	

○空欄は未集約、不明分

○教員にくらべ看護婦、保母の取得ひくい

資料 ⑤

S 53 年	54	55	56
%	3.9	4.0	4.6

比率は次の通りで、女子の役付きの大半は道立病院の婦長などであります。また道府職員の男女比率は次の通りで、女性行政職での役付きは十指でおつりがあります（資料⑥）。

資料 (6)

	職員	%	役付職員	%
職員統計	21,316人	100%	6,968人	100%
女子	4,011	18.8	365	5.2
男子	17,305	81.2	6,603	94.8

ところで、道自身は『行動計画』をどのようにすすめようとしているのでしょうか。

昨年(81・8・17)

道庁赤レンガ庁舎二階

で北海道婦人行動計画

推進協議会設立代表者

会議がひらかされました。

設立の目的は「各婦

人団体が協調、連帯し

て『道内行動計画』の

推進をはかるう」とす

るもので十三団体で発

足(会長、中橋三重子道婦連協会長)。道内十

四支厅にも地域協議会が発足しました。今年一

月にはニュースも発行していますが、ひろく婦

人団体によびかける、となっていますが、実際

は行政ペースですから道婦連加盟店の団体だけで、

民主的な婦人組織にはよびかけ、働きかけは

されていません。

三、地方自治体のうべき

日本政府が『条約』批准のため国内法整備をおくらせていく一方で、地方自治体レベルでは婦人議員を中心に批准要請決議をあげています。

資料 (7)

☆小樽市	☆北見市
伊達市	☆恵庭市
留萌市	☆千歳町
砂川市	☆遠軽町
☆富良野	☆釧路市
☆江別市	☆室蘭市
☆上砂川	☆清水町
☆広尾町	☆函館市
☆赤平市	☆恵庭市
☆帯広市	☆北見市
☆旭川市	☆釧路市
北海道	☆室蘭市

道内でも、婦人議員研修会(超党派)で申合せをし、次の道市議会が意見書を採択しています(資料⑦☆印は婦人議員のいるところ)

道議会に対しては、一九八一年九月、婦人年全道実行委が請願提出。十二月には自民党道支

部連合会も請願を出し今年(八二年)三月議会で採択される見通しです。(追・4・2採択)

道の『行動計画』については前述の通りですが、その他の市町村では、札幌市が八二年度中の発表めざして目下作業を急いでいます。国際婦人年に際しての市議会で阿部昭一議員(共産

党)の質問に対し行動計画策定の用意ありと答弁

してから約七年目にして陽の目を見るわけです。が、札幌市では策定に備えて八〇年十月と八年六月に、市内婦人のアンケート調査を実施し、またその結果をもとに市内九ヶ所で意見をきく会を開きました。そこで出された意見、要求の中で最も多く、かつ各会場共通して出されたのは学童保育と婦人の自主的活動のための保育所つき会場がほしいということでした。

市はそれまでの婦人会館が狭くなつたためそれを青少年センターにし、新しい婦人文化センターをオープンさせました。しかし七区一四〇万人をこえる札幌市で、多様化する婦人の要求、活動に応えるには一ヶ所では足らず、小規模でも各区に、の要望が高まっています。身近かにあってこそ、施設は生かされるのです。

七五年の婦人年以來、行政側の対応もこれまでとはちがつたものにならざるを得ず、いくつかの変化もみられます。そのひとつは、毎年四月の婦人週間ににおけるスローガンなどにみられます。

「婦人の社会参加と家庭責任」というのが伝統的テーマで、家庭責任は一手ひきうけという「役割分担意識」線上での社会参加——それも行政の穴うめとしての福祉ボランティアの奨励——スタイルから「あらゆる分野への婦人の参加」とか「国際的視野に立つ婦人の役割」といった表現上の変化が、広報誌などに目立つようにな

りました。

たてまえ上は、もはや

う。

(さとう せつこ

札幌婦人問題研究会)

・82.1 現在

資料 ⑧ 道内婦人議員内訳

政党	自	社	共	公	民社	新自ク	社民連	無所属	計
人数	1	10	25	2	0	0	0	15	53
%	19	18.9	47.1	3.8	0	0	0	28.3	100

男女平等や地位向上ぬきにはできなくなってきたことを示していますが、本質的には依然として家庭責任がついてまわったうえでの期待される社会参加にとどまっています。なぜなら、七五年以降も、道の婦人行政の柱には「健全な家庭の確立」が第一の柱であり、母親の責任が日本型福祉の推進とだきあわせて強調されているからです。

行政の対応の変化の第一は、婦人問題の窓口をつくる動きです。

道厅には、青少年婦人事務局がありますが、市町村レベルでは、小樽市などのように、婦人年を契機に、婦人議員の質問に答えて青少年婦人対策室としたところなど、「青少年」といっしょですが一応窓口はひらかれつつあります。

しかし、行政側だけでなく、道内の婦人自身がいま、自らの問題として地位向上、男女平等を実現する主体としてより一層行動し、活動を前進させているといえましょ

りました。たてまえ上は、もはや男女平等や地位向上ぬきにはできなくなってきたことを示していますが、本質的には依然として家庭責任がついてまわったうえでの期待される社会参加にとどまっています。なぜなら、七五年以降も、道の婦人行政の柱には「健全な家庭の確立」が第一の柱であり、母親の責任が日本型福祉の推進とだきあわせて強調されているからです。

(編集室) 婦人問題の特集とすることもありましたが、すべて女性で今回の執筆者は本誌では初めてですが、すべて女性です。皆さん力を込めて書いて下さいました。お読みになつていかがでしたか。ご感想をぜひお寄せ下さい。

一九七五年に、国際婦人年ということで、本誌の別冊第9集として「北海道の婦人——その生活とたかみ——」を発行してから、早いものでもう七年になります。あの頃、私はまだいわゆる「シングル・ライフ」だったのですが、その後、一人になり、最近とうとう三人になつてしまいまして、家の中は騒々しい毎日になつていますが、相変わらずの「シンプル・ライフ」だけは変わりません。

☆厳しい不況を反映してはどうか。私の周辺には、このところ職を失う人が続出しています。もつともそのうちの二人は「海外登山のために何ヶ月か休ませてくれ」といつたら、「ふざけるな」ということで、退職してしまったというケースですが。ある女性の場合、出産のためにしばらく休んでいて、いざ職場復帰しようとしたら、雇い主から「最近はヒマでヒマで、いまの人数で充分間に合つてないから、あんたはもう来なくていい」といわれてしまつたということです。たいへん少人数の職場だということではありますか。夫の給料だけでは、どうきりつめても食べていけないということで、「耐乏生活を楽しむよりもなくなつてしまつた」と嘆いています。

もうひとり、先日、同じように「会社がヒマなので、オレもヒマを出されちゃつた。この間、ステレオを買つたばかりなのに」などといながら、喜多郎のカセットテープをおみやげにラップとやって来た旧友がいたりしまして、もう失業者の山です。

とにかく簡単に首を切られて、その後の保障もろくにないという、たいした経済大国ですこと。

次号予告

幌延町核廃棄物陸上処分問題を考える

札幌市の国保の現状と問題点

57年度道予算の問題点ほか

北海道経済3月号 在庫あります！

(特集・旭川研究—社会経済構造と市政—)

旭川ものがたり—明治の開拓から昭和にいたる一
五十嵐 久 弥

旭川市の産業構造と階級構成
浅 田 政 広

旭川市木製家具製造業の構造と特質
三 村 幸 司

消費低迷と大型店進出下の旭川商業
—危機の分析と打開の方向—
加 藤 充

坂東保守市政の性格と役割
片 山 銳 尚

坂東市政下の貧困な老人医療政策
石 川 修 児

旭川市民としての十年間の雰感
三 浦 恵美子

(道北経済通信)その2 人口動態
中 嶋 信

小樽運河より通信(1)—住民と政治行政—
安 田 陽 子

(隨想)教科書問題ブーム
山 下 国 幸

今ふたたび子育てを考える
内 沢 千 恵

1部500円(送料50円)

北海道経済④

一九六六年七月一日第三種郵便物認可
北海道経済研究所発行
通巻二〇八号
一札幌市北区北九条西四丁
自一九八二年四月十日
電話七四二一三八七〇番
毎月一回十日発行
振替小樽
○一三五四三

価額
一〇〇〇円